

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年10月30日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治市地域安全・安心見守りカメラ設置業務		
業務場所	宇治市		
委託期間	令和8年12月2日 ～ 令和9年3月31日 120日間		
業務概要及び条件	宇治市地域安全・安心見守りカメラ設置業務 赤外線カメラ 25台 SDカードレコーダー 25台 屋外機器収納ボックス 25台 SDカード 50枚 PR反射式シート 25枚		
予 定 価 格	¥5,500,000 (税込)	最低基準価格	¥3,850,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②建設業許可(電気通信)			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年11月5日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年11月25日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件は、前回発注(10月9日公示、10月15日参加表明締切)において都合により入札を中止(10月29日)したため、再度発注するものです。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年10月30日（金）午前9時から
令和8年11月12日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和8年8月1日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

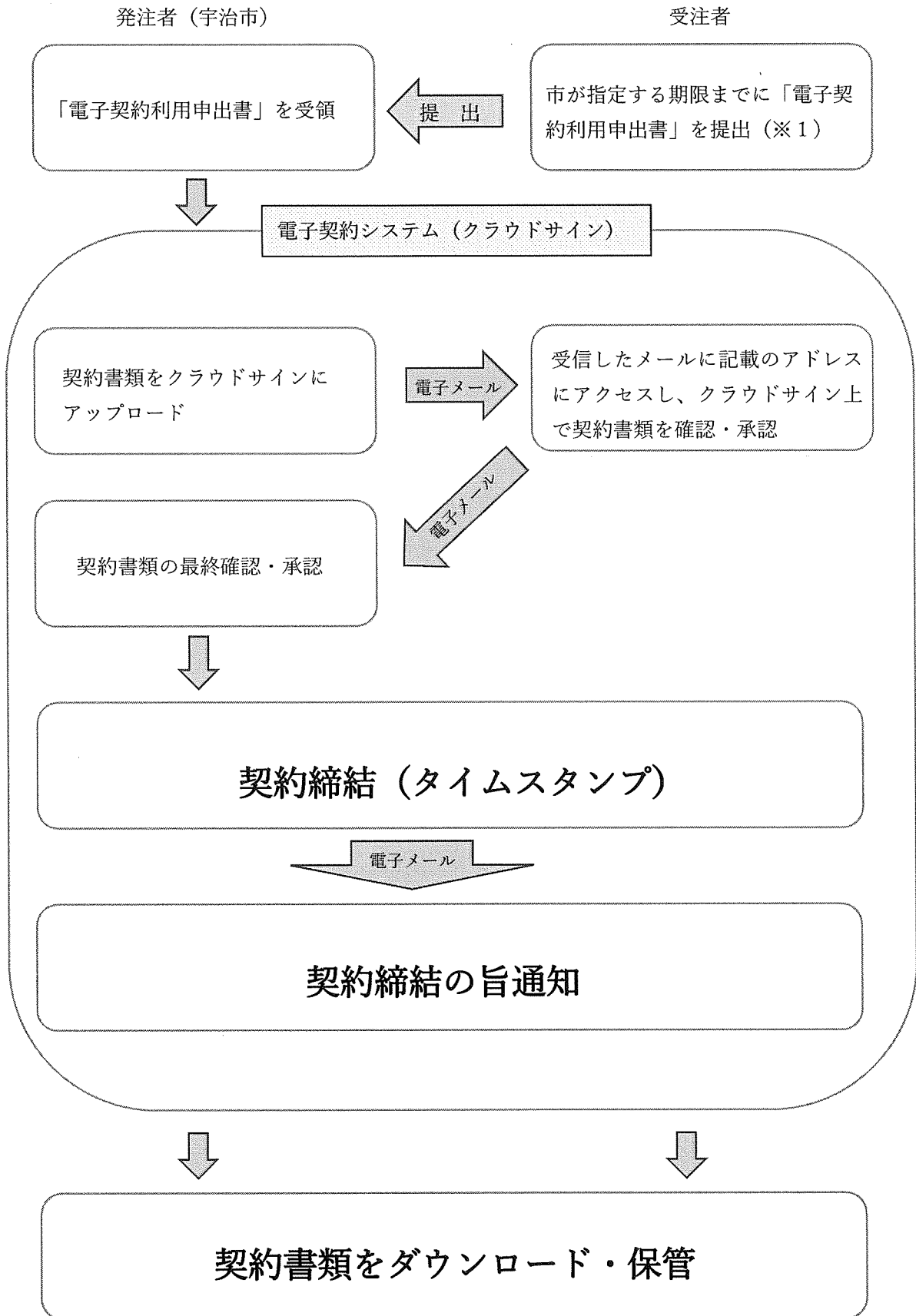
●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

- ・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計2名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー



※１ 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

宇治市地域安全・安心見守りカメラ設置業務仕様書

1. 品名・数量

- ① 赤外線カメラ… 25 台
- ② SD カードレコーダー… 25 台
- ③ 屋外機器収納ボックス… 25 台
- ④ SD カード… 50 枚
- ⑤ PR 反射式シート… 25 枚（別紙①参照）

2. 規格

- ① 赤外線カメラ
 - ・ カラーカメラであること。（夜間については白黒でも可とする。）
 - ・ 有効画素数約 200 万画素以上、解像度約 1920×1080 以上で、鮮明な画像が得られること。
 - ・ 赤外線照射距離は、約 25m 以上であること。
 - ・ 光学的に画角調整ができる機能を有するものであること。
 - ・ 逆光補正、夜間撮影機能を有するものであること。
 - ・ デイナイト機能を有し、最低被写体照度が屋外で約 0.02 ルクス以下に対応できるものであること。
 - ・ 撮影範囲については、水平方向については約 40 度～90 度、垂直方向については約 20 度～50 度の撮影が可能であること。
 - ・ 外形寸法は、幅約 100mm 以内、高さ約 200mm 以内、奥行き約 300mm 以内であること。
 - ・ 防水性能を有するものであること。
 - ・ カメラ電源用アダプターとセットで納品が行えるもの。
 - ・ 年間を通じて温度の変化等、環境の変化に耐えうる性能を有するものであること。
 - ・ プライバシーマスク機能を有するものであること。
 - ・ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有するものであること。

② SD カードレコーダー

- ・ 録画データは、5FPS 以上・保存解像度約 1920×1080 以上の画質で 7 日間以上保存できること。
- ・ 古いデータは、順次上書きにより消去できる機能を有するものであること。
- ・ SD カードレコーダーの故障又はエラーが発生し、録画が停止した場合等には、その事実を容易に視認できる LED ランプ表示を有するものであること。
- ・ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有するものであること。
- ・ 録画データは、SD カードに保存できる機能を有するものであること。
- ・ SD カードレコーダーは、鍵付きの屋外機器収納ボックスに収納して設置すること。

③ 屋外機器収納ボックス

- ・ 年間を通じて温度の変化等、環境の変化に耐えうる性能を有し、内部の機器を保護できるものであること。
- ・ 施錠できること（共通キーを可とする）。

④ SD カード

- ・ 入れ替え用の SD カードを各台 1 個（1 台につき合計 2 枚 SD カード）を付加すること。
- ・ 設置するカメラ及びレコーダーに対応した SD カードを納品すること。
- ・ SD カードの容量は 128 ギガバイト以上であること。

⑤ PR 反射式シート

- ・ 別紙①を参照すること。
- ・ 寸法は、A4 サイズ程度（縦 29.7 cm×横 21 cm）とすること。
- ・ 屋外設置に耐えられるものであること。

3. 設置について

- ・ 設置は宇治市内 25 箇所、25 台とする。
- ・ 設置箇所は原則関西電力柱又は N T T 柱への設置とする。
- ・ 具体的な位置は別図等の通りとするが、地域等との調整等により、変更する場合がある。
- ・ 本市より提示した設置柱にやむを得ず設置できない場合は、本市と協議の上、設置場所を決定すること。
- ・ 道路の占用許可に係る手続及び設置柱への防犯カメラ設置に係る手続については、本市が関係機関（道路管理者、電気事業者、宇治警察署等）への申請手続きを行うものとする。
- ・ 関西電力柱又は N T T 柱から防犯カメラへの電力の引込みの手続については、受注者が関係機関（関西電力㈱等）への申請手続きを行い、費用等も本業務に含む。
- ・ 本市が指定する位置に各 1 台設置及び固定すること。
- ・ 電柱への設置にあたっては、電気事業者が指定する設置方法（別紙②）によるものとし、設置に必要な取付金具、加工（ボックスに穴を開ける等）についても業務に含むものとする。また、取付金具については必要に応じて強度計算を行い、十分な落下防止対策を行うこと。
- ・ 機器及び配線等については防水機能及び外部仕様とする。
- ・ 防犯カメラ機器の設置に伴う配線経路に使用する配線、配管、ボックス、金具等の必要な部材及びその経費については受注者の負担とする。
- ・ カメラ設置時に、撮影日時及びプライバシーマスクの調整を行うこと。
- ・ PR 反射式シートを設置柱に設置すること。（各 1 箇所）
- ・ 画像データが簡単に持ち出されたり、カメラが簡単に壊されないような措置を施すこと。
- ・ カメラ及び関連機器の取付けに関しては、宇治市総務・市民協働部総務課担当職員の立会いのもと、指定したエリア内での設置位置、監視状態、作動試験等の確認調整を行うこと。
- ・ 機器取付作業については、原則平日の 9 時から 17 時までの間に実施すること。
- ・ 電力引込みに関しては、引込盤・ブレーカー等を設置すること。
- ・ 取り付けたカメラが撮影した画像を、紙ベース又は電子データで宇治市に提出すること。
- ・ 取付作業を実施する作業員の名簿及び電気取扱に関する特別教育〔高圧・低圧〕記録の写しを提出すること。（取付作業を実施する作業員については、労働安全衛生規則第 39 条に定められた安全衛生特別教育規程の電気取扱業

務に関わる特別教育第 5 条（高圧）、第 6 条（低圧）に規定する学科特別教育及び実技教育を修了していること。）

- ・ カメラ設置に係る資材等の搬入や足場を組む場合は、現場周辺の道路を十分考慮すること。
- ・ 受注者は、設置作業にあたり十分な安全対策を行うとともに、必要に応じてガードマンを配置すること。
- ・ 受注者は、関係機関（道路管理者、宇治警察署等）への申請手続き等の書類や成果物（防犯カメラ設置場所一覧表や取付後の現況写真等）を提出すること。

4. 関係機関への手続等

受注者は、本契約において架空線（配電線・送電線等）下付近で作業をする為、労働安全衛生法規則等により感電事故防止について、事前に当該事業者と協議し、必要な保安措置を行わなければならない。また、施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに宇治市総務・市民協働部総務課担当職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修するものとする。

5. 設置工事の着手

設置工事については、設置場所が確定しだい速やかに着手すること。

6. 工期

契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

7. 支払

検査終了後、請求書を受理した日より 30 日以内に支払うものとする。

8. 維持管理について

設置年月日から 3 年以内に故障・不具合等があった場合については、受注者が無償で修理又は再設置を行うこと。

9. 損害賠償責任の所在

作業にあたって諸物品又は建造物に破損、紛失等の損害を与えた場合や、本市又は第三者に対して損害を与えた場合には、速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

10. 期限の厳守

作業期日等は、本市が認めた場合を除き、変更しないこと。

11. 作業にあたっての特記事項

- ・ 受注者は、契約後速やかに作業員の氏名及び連絡先の記載された名簿を提出すること。
- ・ 作業中は、受注者が用意した統一の腕章又は胸章等を作業員が着用することにより、作業員であることが識別できるようにすること。

12. 事前の準備

作業進行の円滑化の為、宇治市総務・市民協働部総務課の担当職員と事前に打合せを行う等、常に連絡が取れる体制をとること。

13. その他

設置位置の確認（前記の通り変更する場合がある）・調整、作業計画や調整事項等については、宇治市総務・市民協働部総務課の担当職員と調整を行うこと。また、仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受注者と協議のうえ決定する。

白地の反射シート

黒文字

サイズ (縦29.7cm×横21cm)

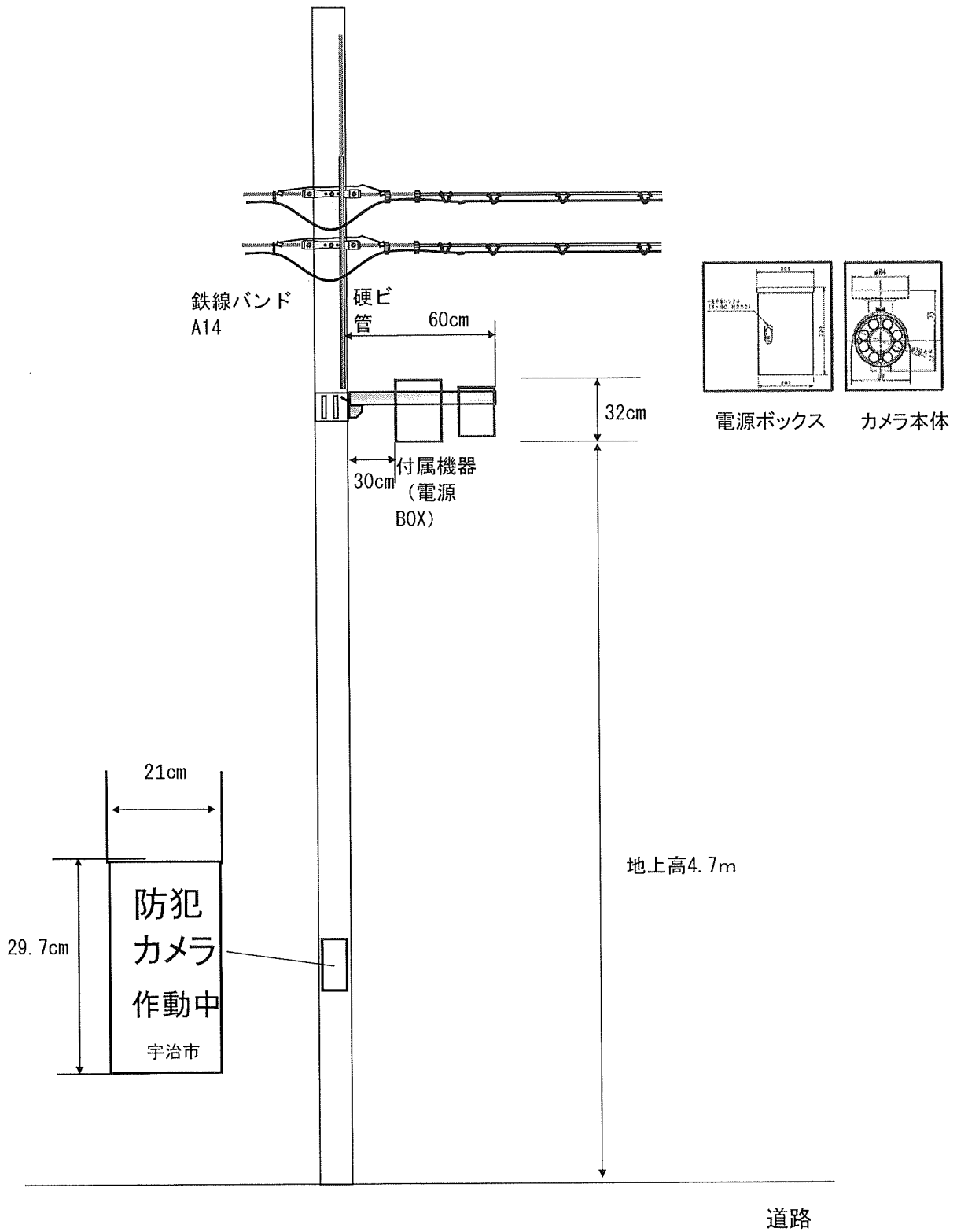
防犯
カメラ

作動中

宇治市

共架設備電柱取付断面図

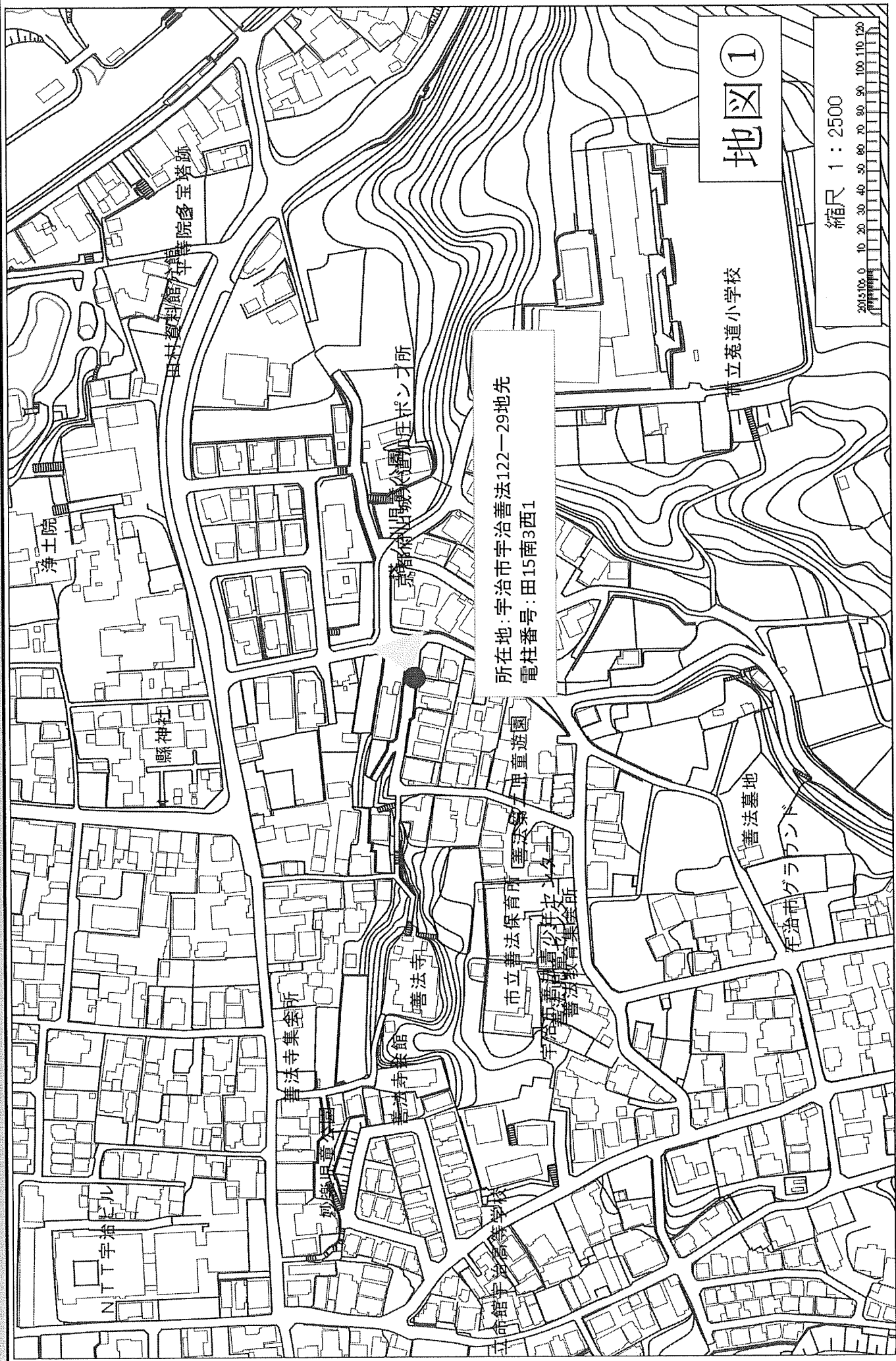
別紙②



★R8.設置箇所予定一覧.xlsx

No.	小学校	電柱	電柱番号	住所（地番）
1	菟道小	関電柱	田15南3西1	宇治善法122-29地先
2	菟道第二小	関電柱	半白32南8	宇治蔭山22地先
3	神明小	関電柱	へび塚10北2	神明石塚54-13地先
4	槇島小	関電柱	宇槇30	槇島町北内1-3地先
5	北槇島小	関電柱	槇西33東1	槇島町南落合113北側地先
6	小倉小	関電柱	倉東37西1	小倉町中畑1-13地先
7	伊勢田小	NTT柱	安田32	伊勢田町中ノ田60-5地先
8	旧西小倉小	関電柱	安田7北10西3	伊勢田町遊田69南側地先
9	旧北小倉小	関電柱	小守26南1西1	小倉町南堀池43-7地先
10	旧南小倉小	関電柱	倉中10南5	小倉町南堀池90-19地先
11	大久保小	関電柱	寺山14	広野町宮谷110-7地先
12	大開小	関電柱	城高17南8外1	広野町大開56-7地先
13	西大久保小	関電柱	大安16北1外1	広野町新成田37-2地先
14	平盛小	関電柱	ヒラモリ18N8	大久保町旦棕65-1 府営13棟東側
15	宇治小	関電柱	ハトヤマ46N1W1	羽戸山1丁目8-9地先
16	三室戸小	NTT柱	グリーン13	明星町3丁目6-76地先
17	南部小	関電柱	新茶49(プレート外れ)	菟道平町5-1地先
18	岡屋小	関電柱	クマ8西5	五ヶ庄北ノ庄17-7地先
19	木幡小	関電柱	聖10	木幡陣ノ内22-3地先
20	御蔵山小	関電柱	平尾15	木幡平尾27-117地先
21	笠取小	関電柱	相月4S1	東笠取稲出30-1
22	笠取第二小	関電柱	炭山22外2	炭山西ノ谷47-1地先
23	追加(東宇治)	関電柱	新茶30	五ヶ庄折坂21-131地先
24	追加(中宇治)	関電柱	ヤス111	宇治池森20-1地先
25	追加(西宇治)	関電柱	向槇17	槇島町二十四55-1地先

※上記は予定箇所であり、変更する場合があります。

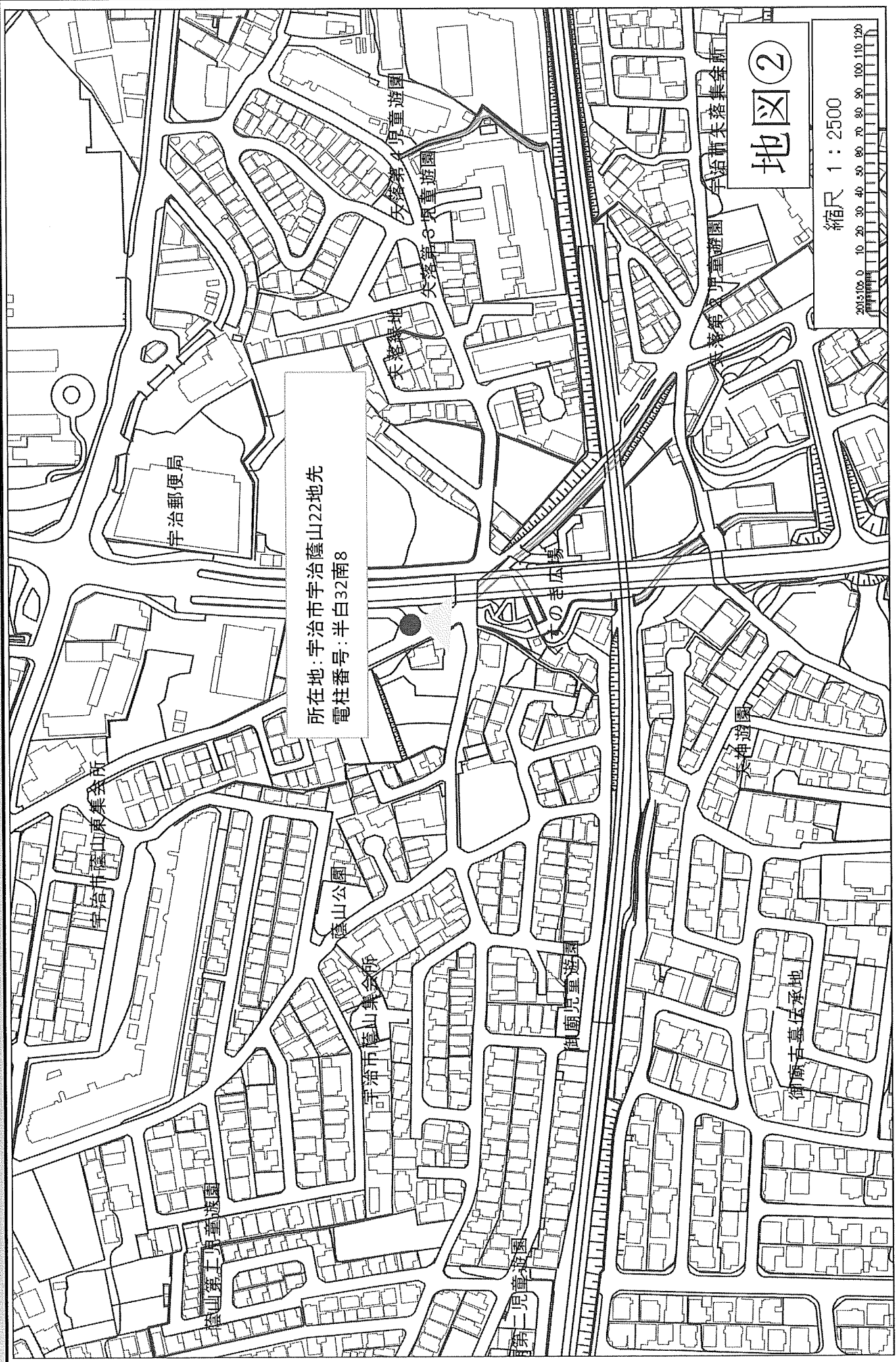


所在地: 宇治市宇治善法122-29地先
電柱番号: 田15南3西1

地図①

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120
m

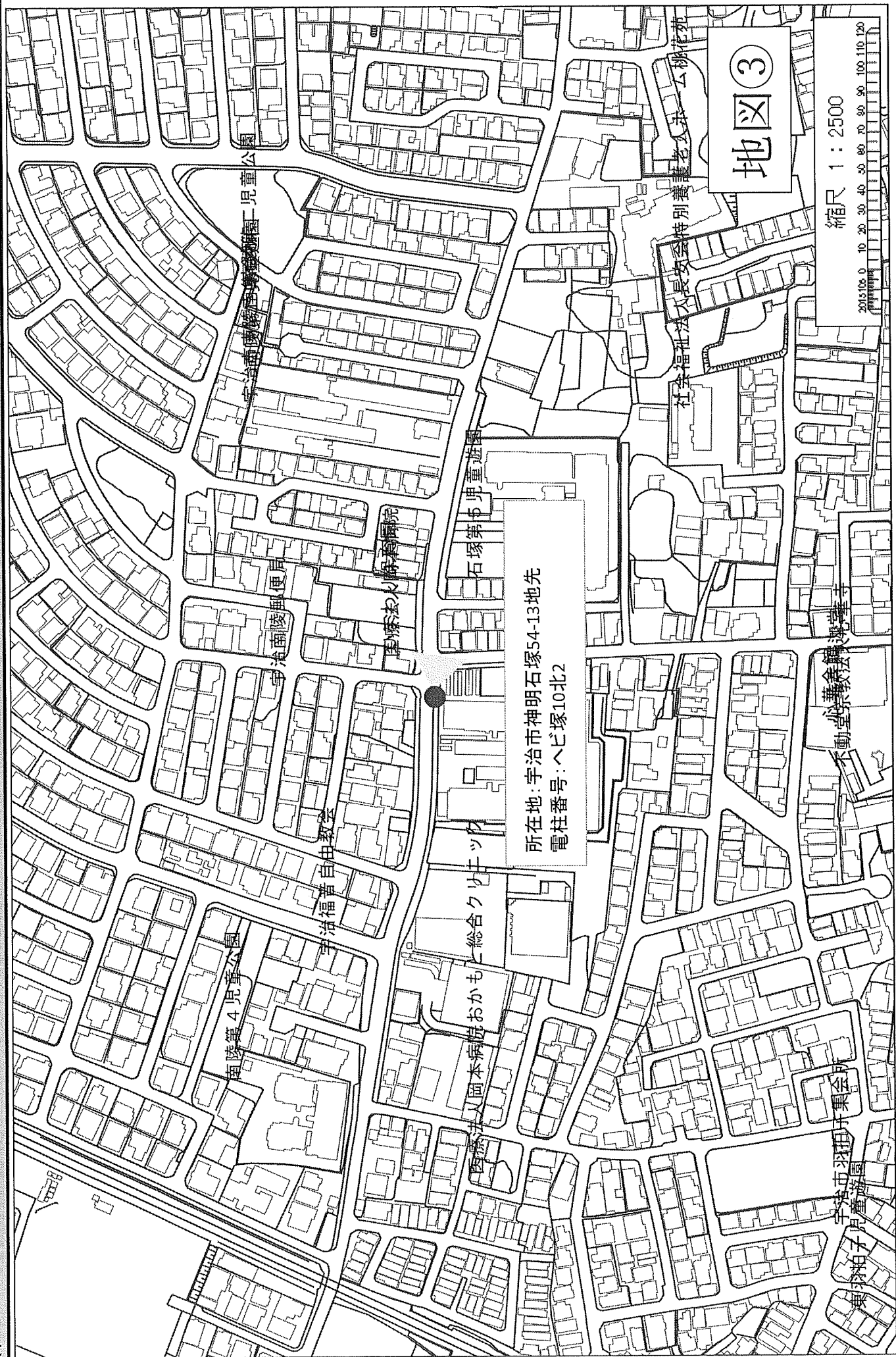


所在地: 宇治市宇治蔭山22地先
電柱番号: 半白32南8

地図②

縮尺 1 : 2500

2013.08.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



地図④

縮尺 1 : 2500

2015.05.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地: 宇治市榎島町北内1-3地先
電柱番号: 宇榎30

国土交通省天下の安全・健康の流通警報所

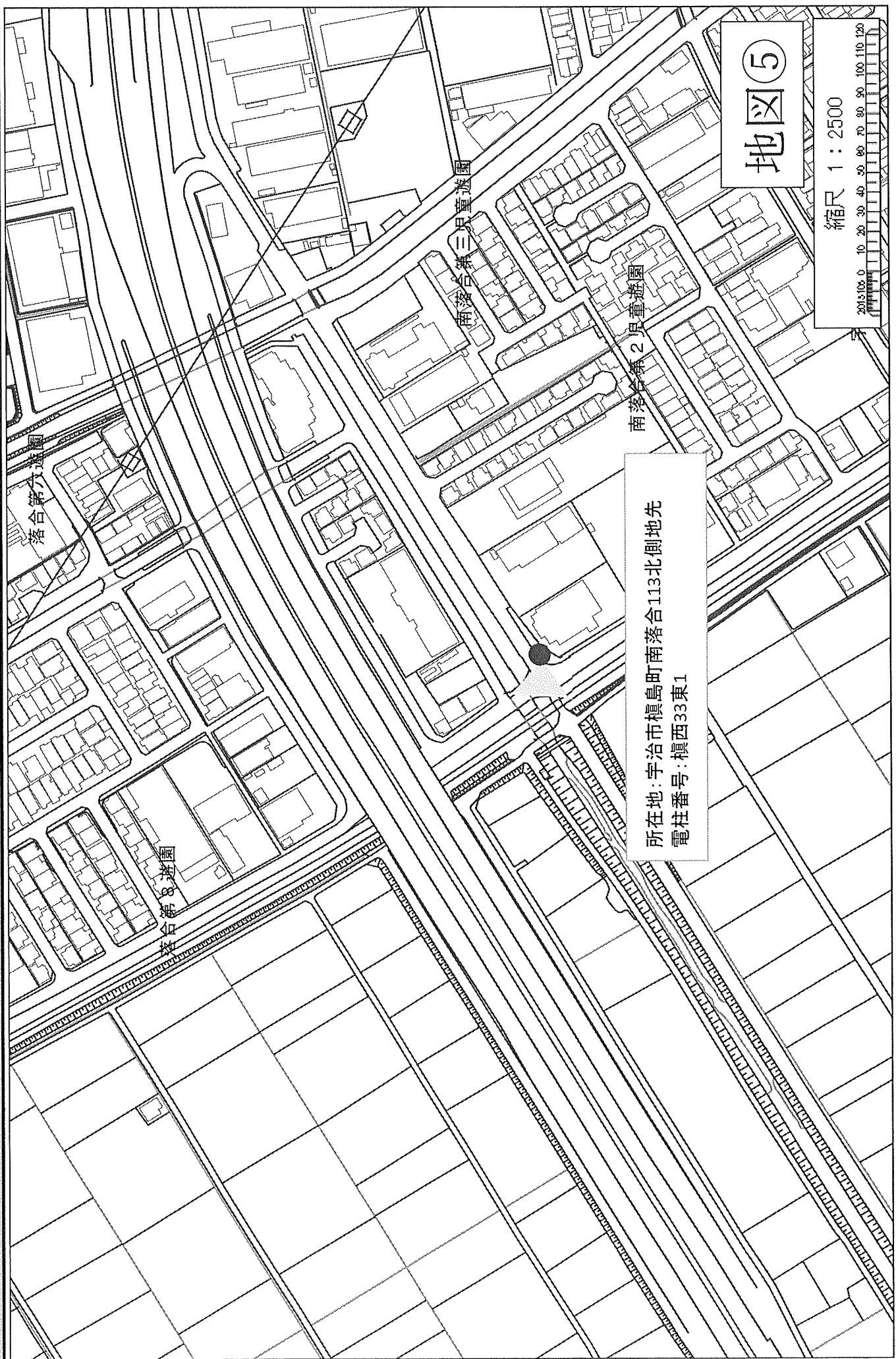
宇治市榎島町北内1-3地先

榎島公園

榎島町大増児童遊園

宇治市公民館





地図⑤

縮尺 1 : 2500

2015.10.5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

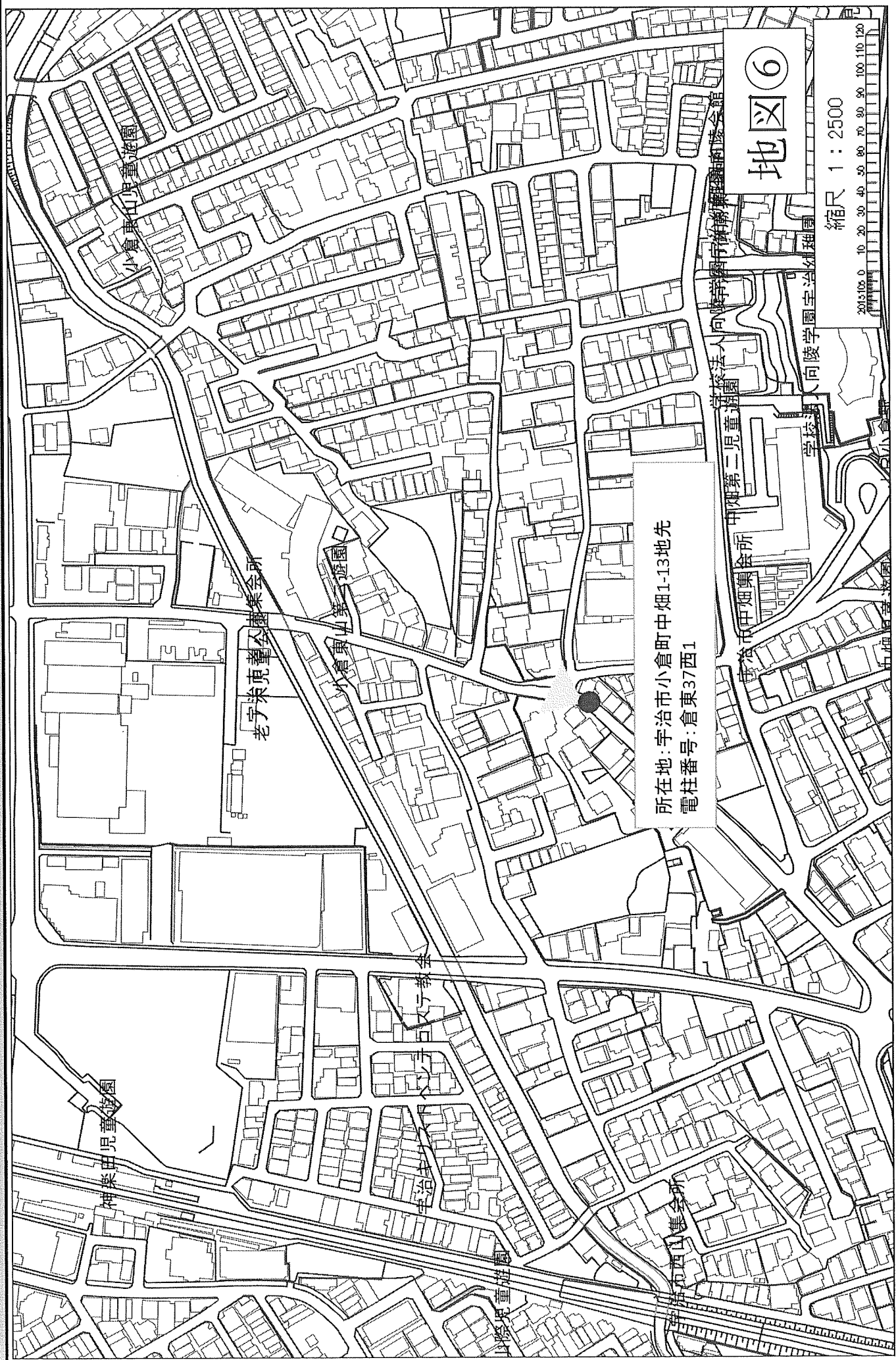
所在地: 宇治市榎島町南落合113北側地先
電柱番号: 榎西33東1

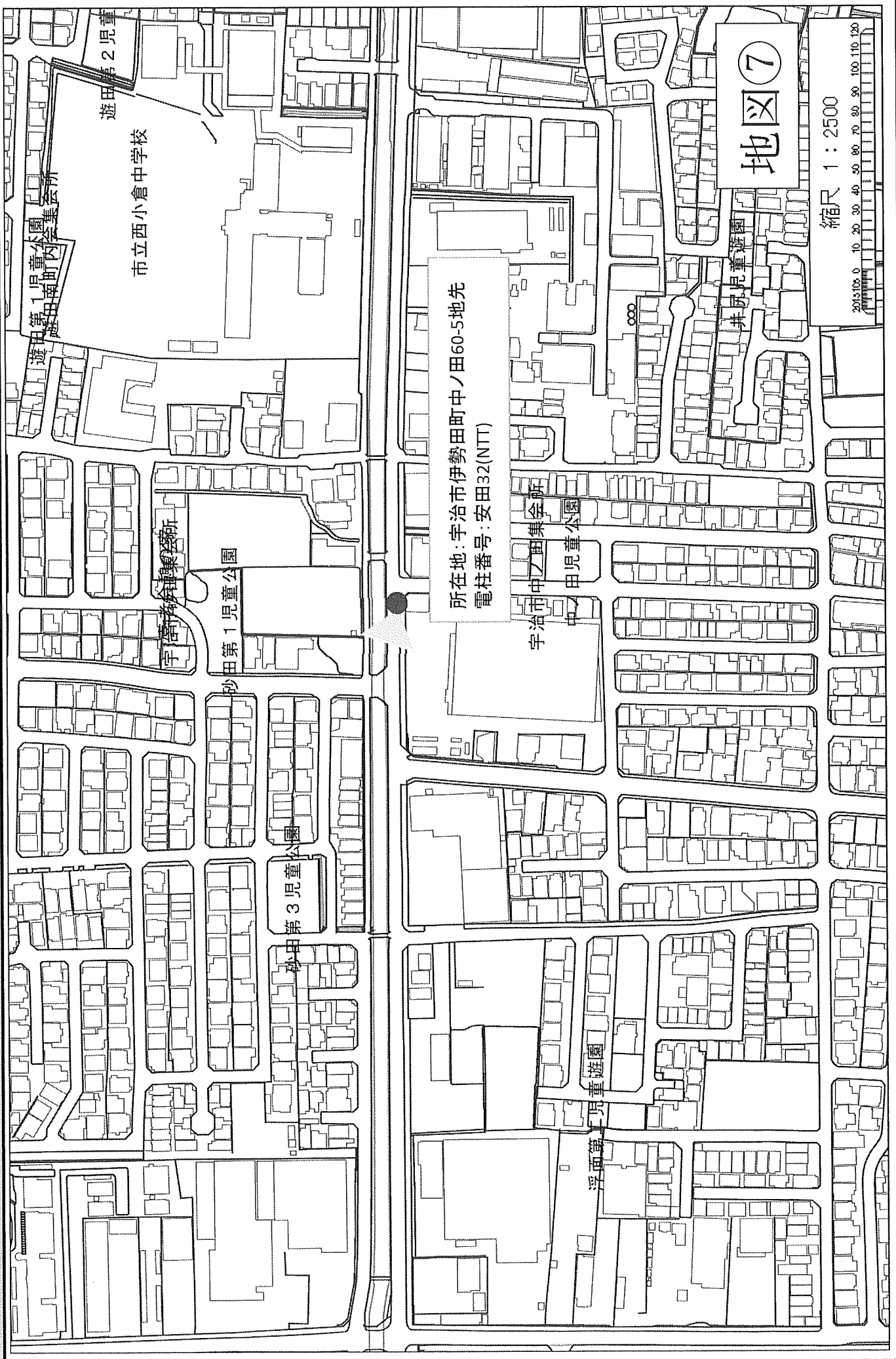
落合第六遊園

落合第八遊園

南落合第三児童遊園

南落合第二児童遊園











縮尺 1 : 2500

[illegible]

第一屆兒童圖書

所在地:宇治市伊勢田町遊田69南側地先
電柱番号:安田7北10西3

地図⑨

縮尺 1 : 2500

2015.105.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120
m

所在地: 宇治市小倉町南堀池43-7地先
電柱番号: 小守26南1西1

堀池第三児童遊園 社会福祉法人堀池町福祉会 福祉協議会
宇治市小倉町南堀池43-7地先

南堀池第四児童遊園

南堀池第二町内会集会所

南堀池第二町内会集会所 児童遊園

南堀池第一児童遊園

宇治市南堀池第四児童遊園

堀池幼稚園 南堀池北児童遊園

学校法人久世学園 堀池幼稚園

南堀池児童遊園

南堀池西児童遊園

宇治市小倉町南堀池43-7地先

府立城南菱創高等学校

水道部西小倉浄水場管理本館

二の広場南遊園喜老会

地図⑩

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地: 宇治市小倉町南堀池90-19地先
電柱番号: 倉中10南5

宇治市西小倉コミュニティセンター

宇治市南堀池集会所

ゆかり町内会集会所

浦和第一町内会集会所

倉庫

神楽田児童

浦和第四集会所

宇治市総合運動場

南堀池内会収納所

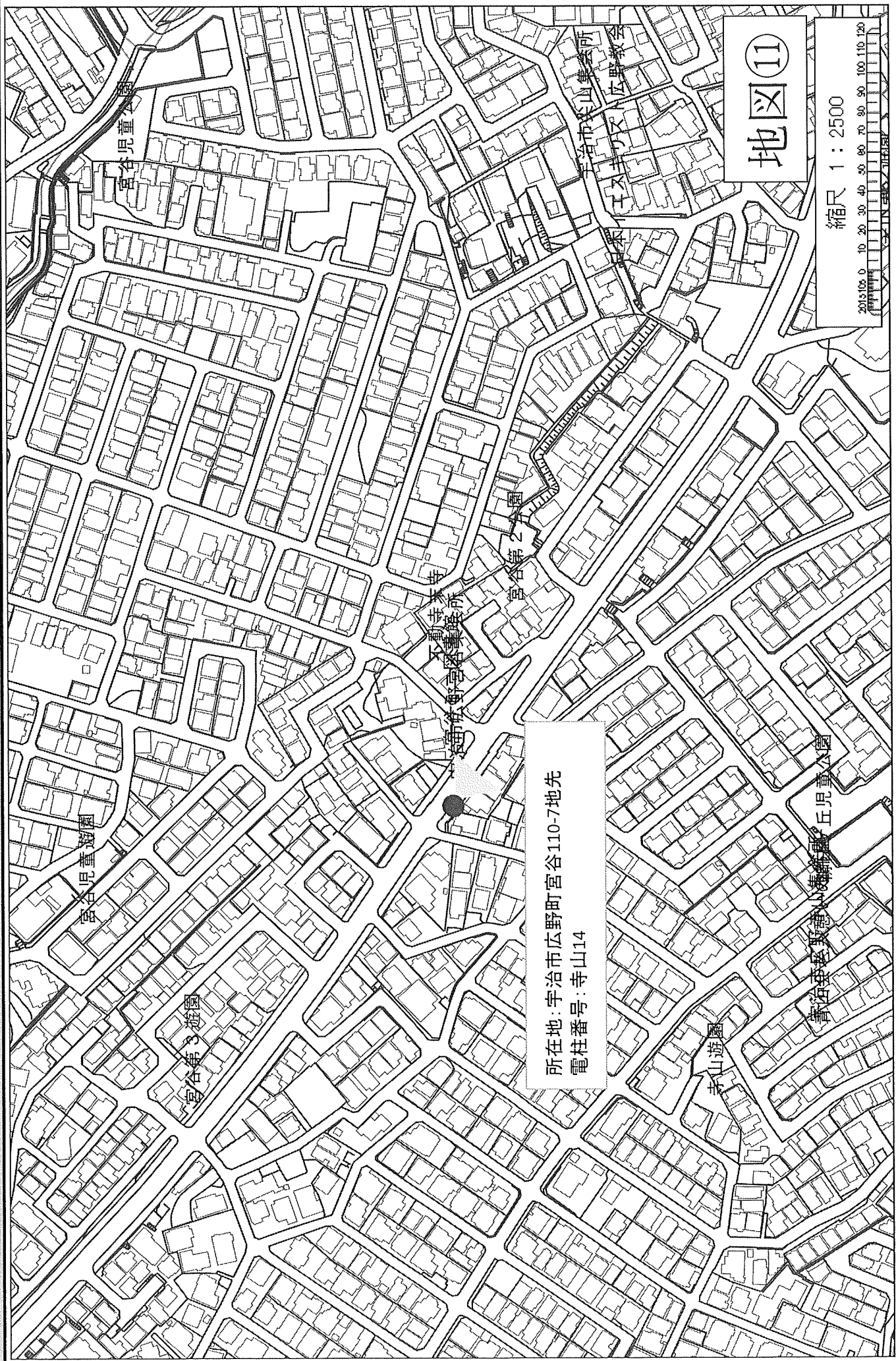
南堀池児童遊園

さくら児童遊園

堀池児童遊園

南堀池児童遊園

西児童遊園



地 圖 二

縮尺 1 : 2500

Year	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070	2075	2080	2085	2090	2095
Population (millions)	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0	11.5	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	15.5

所在地：宇治市広野町宮谷110-7地先
電柱番号：寺山14

地図⑫

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地：宇治市広野町大開56-7地先
電柱番号：城高17南8外1

宇治市大開集会所

市立大開小学校

市立広野中学校

大開児童公園

大開児童公園

大開児童公園

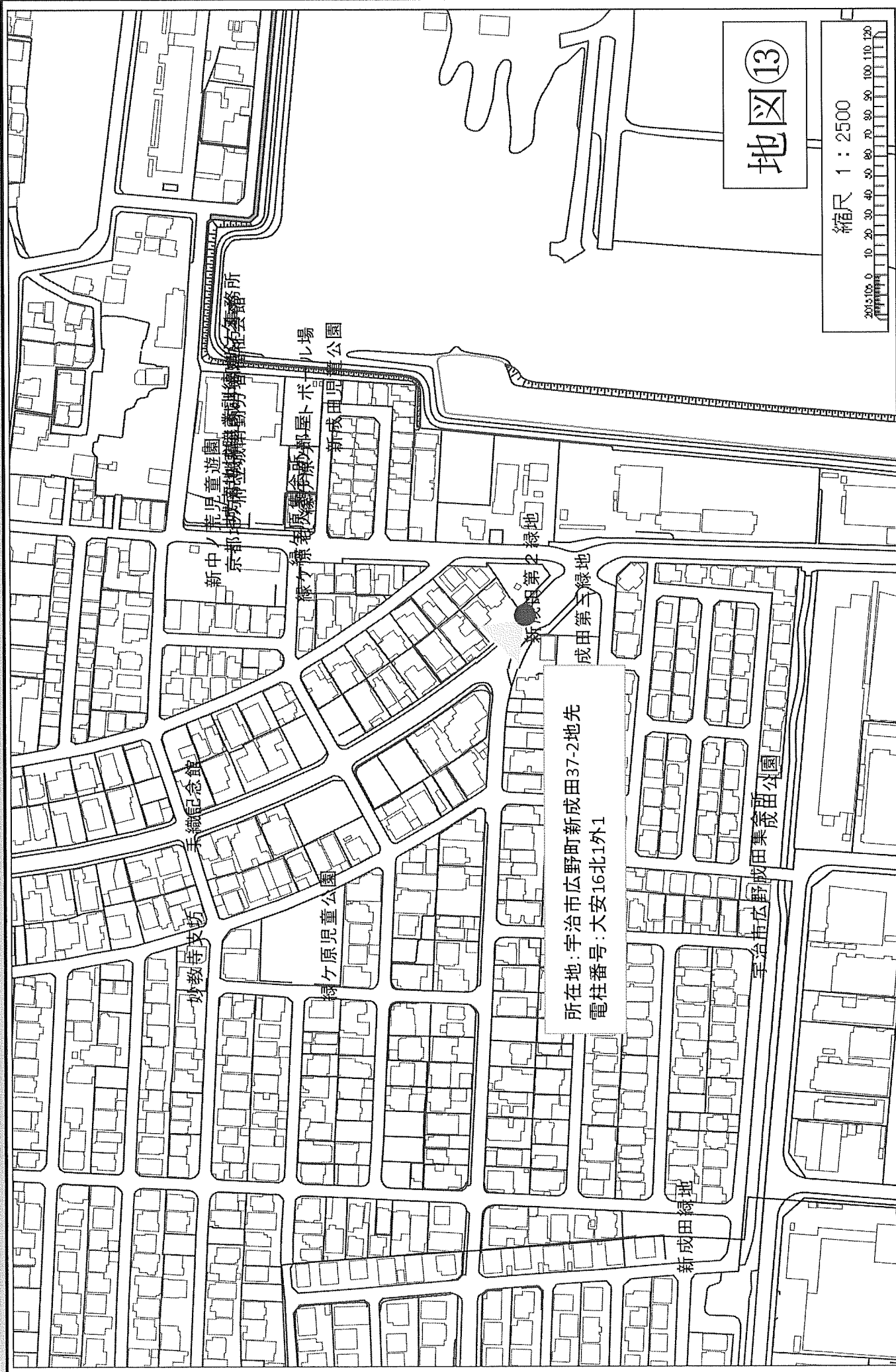
大開第2遊園

大開第2遊園

大開第2遊園

大開第2遊園

大開児童公園



地 圖 13

縮尺 1 : 2500

2015-105	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
----------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

所在地：宇治市大久保町旦椋65-1 府営13棟東側
電柱番号：ヒラモリ18N8

宇治市立大久保小学校

府営住宅西大久保団地第1集合室

府営西大久保団地連合自治会（事）
京都府営住宅西大久保団地第三集合所

南大久保喜老会分

宇治市西大久保集会所

大久保集会所立大久保集会所

市立西大久保小学校

宇治市立大久保小学校

地図⑭

縮尺 1 : 2500

2015.06.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地: 宇治市羽戸山1丁目8-9地先
電柱番号: ハトヤマ46N1W1

地义 15

縮尺 1 : 2500

兔道公園

宇治市羽戸山集会所

圖
二
五
五

圖書集成

之五、天福会社福利施設、大正十三年四月

年治市揭道北集余所

史跡集上(瓦礫跡)

第一兒童公園

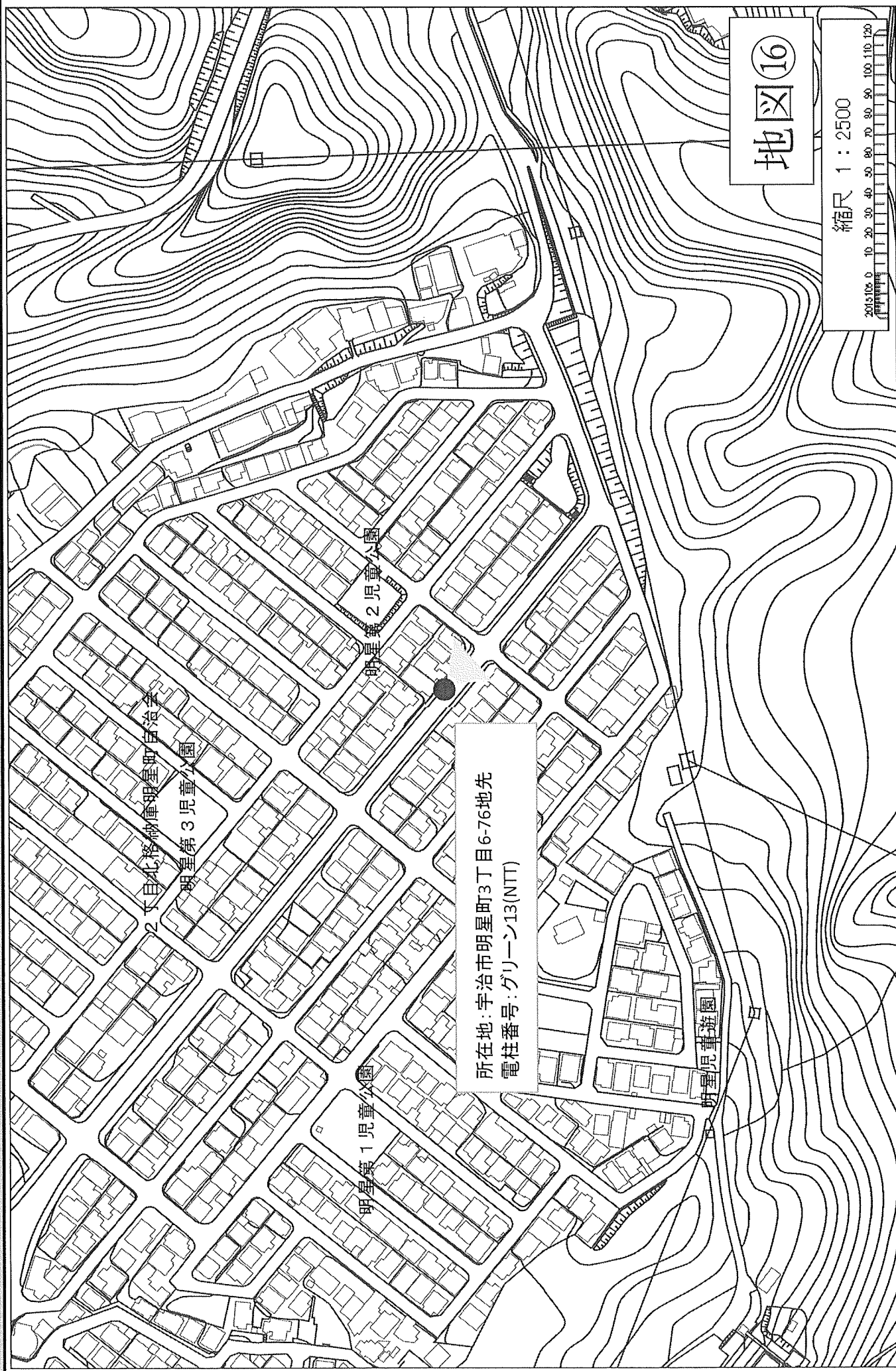
藏書

西華上見童遊園

地図16

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



2丁目北落線庫明星町自治会

明星第3児童公園

明星第2児童公園

明星第1児童公園

明星児童遊園

所在地: 宇治市明星町3丁目6-76地先
電柱番号: グリーン13(NTT)

地図①7

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地: 宇治市菟道平町5-1地先
電柱番号: 新茶49

森本緑地

森本児童遊園

デイサービス 吾提樹

橋立

宇治市福角集会所

福角気観測所

宇治市平町集会所

平町遊園

宇治市上水道森本加圧水場

地図⑱

縮尺 1 : 2500

2015/06.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地: 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7地先
電柱番号: クマ8西5

北ノ庄児童公園

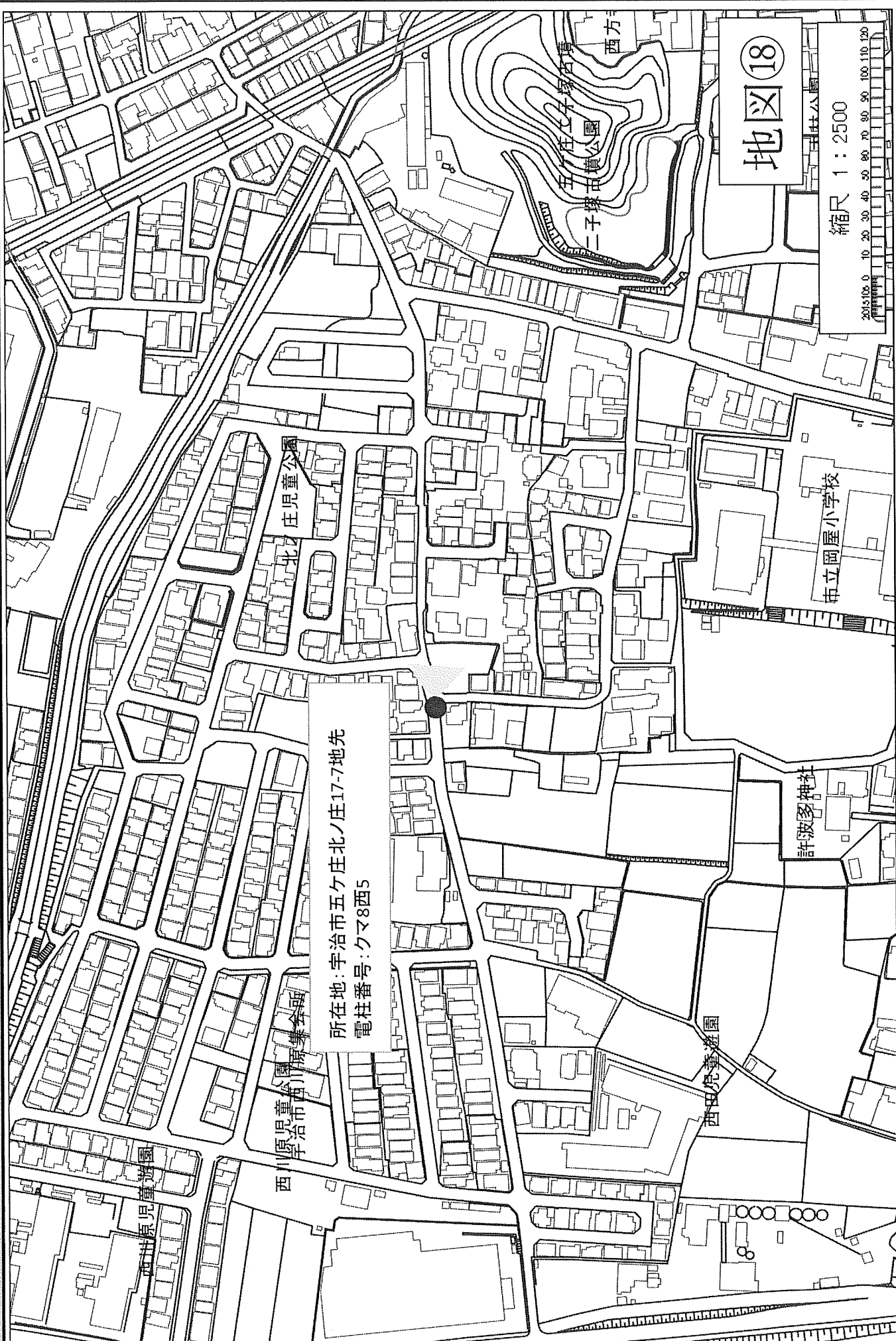
西ノ原児童公園
宇治市西ノ原集会所

五ヶ庄公園
二子塚市墳公園

市立岡屋小学校

許波多神社

西ノ原児童公園



地図②0

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地：宇治市木幡平尾27-117地先
電柱番号：平尾15

平尾第4公園

平尾第4公園

平尾第2公園

御蔵山第四児童遊園

御蔵山第二児童遊園

御蔵山児童公園

所在地: 宇治市東笠取稲出30-1
電柱番号: 相月4S1

地図 21

縮尺 1 : 2500

2015.10.0 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

市笠取小学校

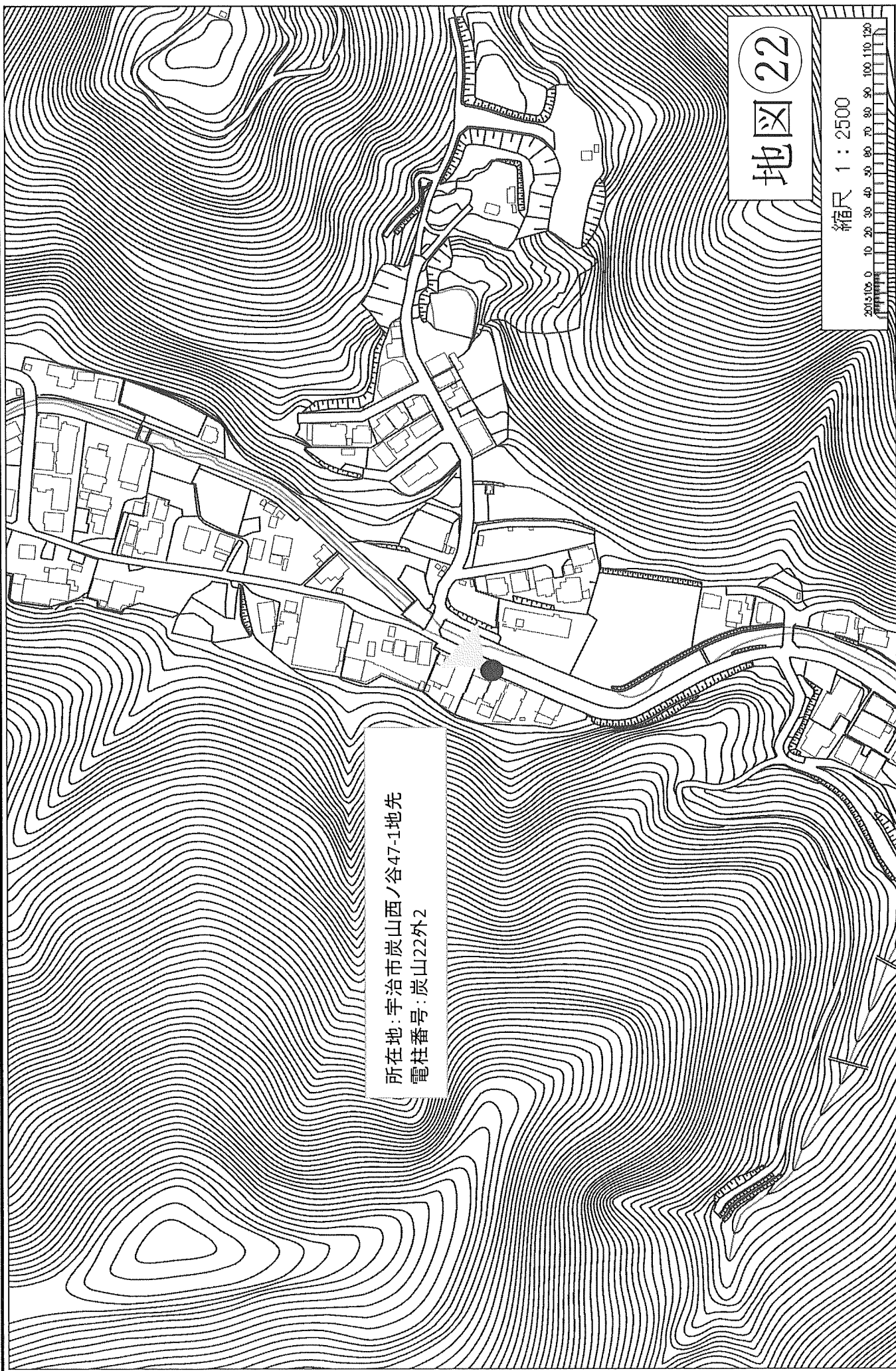
宇治市東笠取郵便局

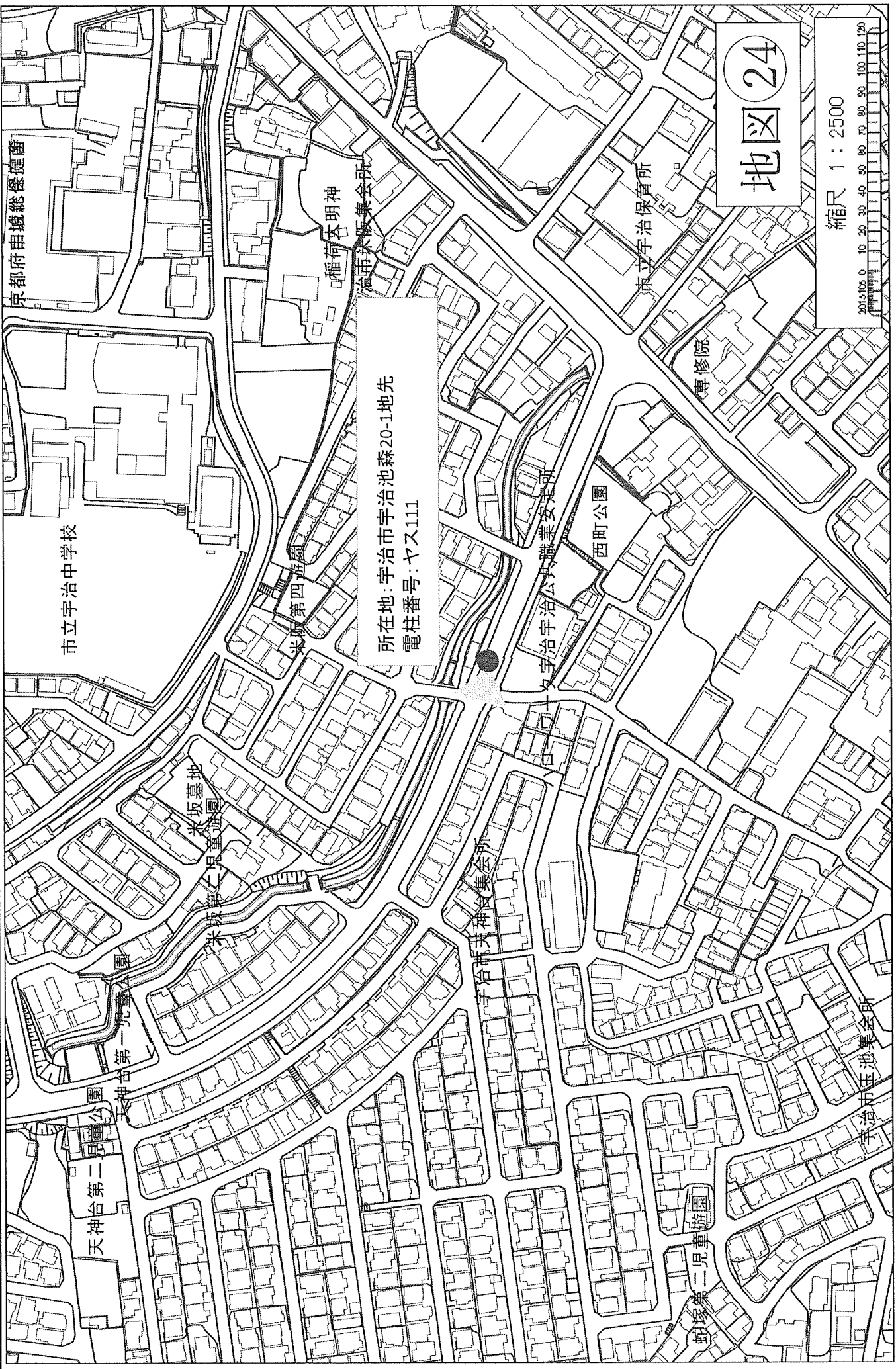
地図22

縮尺 1 : 2500

2015.10.6 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

所在地：宇治市炭山西ノ谷47-1地先
電柱番号：炭山22外2





京都府串織紙優健齋

市立宇治中学校

天神台第二児童公園

天神台第一児童公園

米坂墓地

米坂第二児童公園

米坂第四児童公園

稲荷大明神

宇治市大坂集会所

所在地: 宇治市宇治池森20-1地先
電柱番号: ヤス111

宇治市公共職業安定所

宇治市立保育園

西町公園

蛇塚第二児童公園

尊修院

宇治市五池集会所

地図 24

縮尺 1:2500

2015.06.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

学校法人京都文教学園京都文教短期大学
京都文教大学

植島第2児童遊園

所在地：宇治市植島町二十四55-1地先
電柱番号：向植17

植島交番

中央児童遊園

地図 25

縮尺 1 : 2500

2015.05.0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120
メートル